

## 太田市ブロック塀等撤去費補助金交付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による人命被害を減らすため、道路に面する危険なブロック塀等を撤去する者に対して太田市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀その他これらに類する組積造の塀をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。

### (補助対象のブロック塀等)

第3条 補助金の交付の対象（以下「補助対象」という。）となるブロック塀等は、市の区域内に存する次に掲げる要件のいずれにも該当するブロック塀等とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 道路に沿って設置されているものであること。
- (2) 道路又は地表面から当該ブロック塀等の上端部までの垂直距離が1.2メートルを超え、かつ、その設置されている水平距離が1メートルを超えるものであること。
- (3) 地震により倒壊するおそれが高く、第6条の規定による補助金の交付の申請後に市が行うブロック塀の点検のチェックポイント（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号）別紙1）による点検の結果、危険性が確認されるものであること。
- (4) 建築基準法の規定に違反していないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該ブロック塀等が補助対象のものであり、かつ、自らが所有するものであること。
- (2) 当該ブロック塀等の撤去を施工業者が行うこと。
- (3) 市区町村税等を滞納していないこと。
- (4) 当該ブロック塀等の撤去が、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に着手したもの

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴うもの

ウ 土地又は建物の販売を目的として行うもの

エ 狭あい道路整備事業により市が行うもの

オ 公共事業等の補償の対象となっているもの

カ 国、地方公共団体その他公共団体による公共工事として行うもの

キ 他の制度による補助金等の交付の対象であるもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象のブロック塀等の撤去に要する費用の3分の2以内の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

- 2 補助金は、一団の土地に対して1回に限り、交付するものとする。
- 3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、太田市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 撤去するブロック塀等の設置場所付近の見取図並びに撤去するブロック塀等の配置図、平面図及び立面図
- (2) ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書等の写し
- (3) ブロック塀等の設置状況が確認できる写真
- (4) 市税等完納照合票(様式第2号)又は市区町村税等に滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、太田市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第8条 前条第1項の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者が当該申請の内容を変更しようとするときは、太田市ブロック塀等撤去費補助金交付決定変更申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該変更の内容を明記した図面
- (2) ブロック塀等の撤去に要する費用の見積書等の写し(費用に変更がある場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請により補助金額の変更を認

めたときは、太田市ブロック塀等撤去費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により当該変更の申請をした者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた者が事情によりブロック塀等の撤去を中止するときは、ブロック塀等撤去中止届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第9条 交付決定を受けた者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、速やかに、太田市ブロック塀等撤去費補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) ブロック塀等の撤去に要した費用の領収書の写し
- (2) ブロック塀等の撤去前及び撤去後の状況が確認できる写真
- (3) 補助金支払請求書（様式第8号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、ブロック塀等の撤去の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情により市長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の3月末日まで報告書の提出の延期を認めることができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告書に係る書類等の内容を確認し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに、太田市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第9号）により当該報告をした者に通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) 建築基準法に適合しないブロック塀等を再築したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。